

反動の嵐に抗して！

2010年
9月14日
No. 3

JR 東海労働組合
台検車両所分会
発行者 西村泰弘
編集 教宣部

女性社員の現場配属に関する申し入れについて 業務委員会開催を拒否！！

台車検査車両所分会が申し入れていた「女性社員の現場配属」について関西支社は、「個別のことで付議事項に当たらない」として業務委員会の開催を行わないことを組合に伝えてきました。しかし、幹事間折衝の中で女性社員の台検への配属について会社の考え方が明らかとなりました。その内容は下記のとおりです。

台検は重量物を扱わない？！

会社説明の主な趣旨

- ・ 性別において仕事は変わらない。業務内容も変わらない。
- ・ 労災発生も女性だからといって変わらないし、注意するのはいっしょだ。
- ・ 重量物を扱っていない。基本的にない。パートを分けるとかもない。
- ・ 昔と違って重い物を運ぶことはない。ハンマーの重さに男女の区別は無い。
- ・ 男女雇用均等など雇用の機会を与える、車両所も男女の区別は無く、希望とか、知識とかがあったらやってもらう。
- ・ セクハラ講習は今までもやっている。
- ・ 労災についてはキチッと基本動作をやってもらえばいい。

女性社員には配慮を行うべき！！

以上会社の主な説明ですが、社員の皆さんは納得できますか？

私達JR東海労は、重いハンマーや力の要るトルクレンチ作業など、あえて台検職場に女性社員を配属することには反対です。たとえ車両所に配属されたとしても現場ではなく内勤等車両に関わる作業はあると思います。男女雇用機会均等法があるにしても、それは雇用の機会を保障するもので、男女が同じ作業を行うことでは無いのではないのでしょうか。

会社がこのような見解を示したことにより、現場で行う作業に対して配慮や区別をすることは困難となりました。なぜなら配慮を行えばそれは女性に対する差別となります。

私達JR東海労は訴えます。やむなく現場に女性社員を配属する場合は、十分な配慮を行い、2ポンド以上のハンマーを使う場所、回転機を扱う場所、高トルクのレンチを使う場所等には女性社員は配属しないことを強く訴えます。